

横須賀市児童相談所視察報告

1. 日程

①日 程：平成28年6月1日 午後1時30分～

2. 経緯

平成29年4月の改正児童福祉法施行の中で、法施行後5年を目途に、特別区及び中核市が児童相談所（以下「児相」とする）を設置できるよう、政府が支援等を行っていくことが規定された。このことにより、児相設置した場合の課題整理が必要となったため、先行的に中核市として児相を設置している横須賀市への視察を行った。

3. 視察結果

(1) 横須賀市児童相談所の概要について

【年表】

平成13年4月	横須賀市が中核市へ移行
14年4月	「子ども虐待予防相談センター」設置
16年4月	児童福祉法改正（中核市でも児童相談所設置が可能に）
18年4月	「子ども虐待予防相談センター」を廃止し、児童相談所を設置
20年4月	「はぐくみかん」を設置し、障害児療育センターと児童相談所を併設 ※一時保護所を併設した児童相談所に

現在の人員体制は、所長、副所長各1名を含め67名であり、その中には常勤の児童福祉司、児童心理司、保健師、保育士や、非常勤の弁護士、医師、管理栄養士、学習講師などが含まれる。

施設としては、カウンセリングや判定を行う審理室、家族との試験的な生活を送る家族療法室、遊戯療法室、箱庭療法を行う箱庭療法室などがある。相談の新規受理件数は毎年500～600件程度で、平成27年度は576件の新規受理があった。そのうち21%にあたる123件が、身体障害や知的障害、自閉症などが認められる児童に関するものだった。

(2) 障害児の相談・一時保護・施設入所処置について

①相談

障害がある場合もない場合も、初期の相談は基本的に予約制で、保護者はケースワーカーと、児童は心理士との面談を行い、成育歴や困っていることを聞き取る。障害があると疑われる場合、相談内容はほとんどが「障害者手帳の取得について」であり、市の窓口を保護者に紹介する。

障害児の虐待ケースに関しては、ひとまず急性期は児相が対応し、必要に応じて障害者福祉課の職員とも連携する。安定期に入ったところで学校や民生・児童委員への見守りに移行する。八王子市でいう子ども家庭支援センターは横須賀市にはなく、地域や学校での見守りに委ねざるを得ない。

②一時保護

保護者がいない、住む場所がない、生命に危機が及んでいる等の場合には一時保護を行うことになる。一時保護中に児童に障害があることが分かった際には、障害者施設に相談して保護してもらうこともあるが、医療ケアが必要な場合等は保護先が見つからず、児相で保護しながら医師と相談して対応することが多い。

なお、以前は県の一時保護所を借りていたが、平成20年に市内に一時保護所（定員25名：男児9名、女児9名、幼児7名）を設置した。

③施設入所措置

平成28年6月時点で、入所措置している児童は14名。この中には、児相が保護者と対立してでも措置した例がある。また、施設と契約して長期入所させている児童も15名いる。施設とは年に数回ケースカンファレンスを開催し、情報交換しているが、特に障害児については入所を受け入れてくれる施設が少ないことが悩みである。障害児については神奈川県が県内全域を対象に入所調整会議を開いており、横須賀児相もそれに参加しているが、それだけでは受け入れ施設が見つからない場合は、関東地方だけでなく静岡県や山梨県まで範囲を広げて施設を探すこともある。

(3) 療育手帳の交付について

療育手帳の申請者は、障害者福祉課に申請書を提出した上で、横須賀児相で知的障害の判定を受ける。児相はその結果を神奈川県総合療育相談センターに送付し、県が手帳を障害者福祉課に送付するという流れである。判定事務については、神奈川県要綱に基づいて横須賀市で要領を作成している。申請から手帳交付までは通例2ヵ月、長ければ3ヵ月かかるため、それまでのおむつ支給や公共交通機関に関する申請については、児相で交付する「判定証明書」で対応してもらう。

児相での判定については、あくまで検査結果(数値)を基に行っており、医師の意見を加味するシステムではない。これは神奈川県児相と同じ仕組みであり、横須賀児相の設置時に担当者が県へ派遣され、実地研修を受けた。なお、判定結果に対する不服申し立ては受け付けていない(数値の結果のみで判定するため)。

また、再判定は基本的に2年後としているが、10歳以上であれば3年後、重度であり将来的に変化が見込まれない場合は「再判定なし」もあり得る。

(4) 人員体制等の整備について

児相開設当初、人事交流によって神奈川県から副所長以下3名の派遣を受け入れたが、現在はそうした制度がなくなった。市独自で福祉職採用を行っているが、児童相談の経験がない職員が配属されることもあり、経験による成長を促している。